

令和元年度情報化促進貢献個人等表彰
受賞候補者推薦要領

令和元年七月
経済産業省
商務情報政策局

1. 本表彰の目的

近年では、IoT、ビッグデータ、人工知能の活用によりサイバー空間とフィジカル空間の融合による新たなビジネスモデルが生み出され、多くの社会的な課題が解決されるとともに、生活の質も飛躍的に向上する「第4次産業革命」の波が想像以上のスピードで押し寄せています。このようにIT・データによって急激に変化する社会に対応するためには、情報処理技術に対する理解を深め、新たな製品やサービスを自ら生み出すことが重要になっています。

また、昨今の情報化の進展と相まって、サイバー攻撃の高度化等により、情報セキュリティ上の脅威がこれまで以上に高度化・多様化しています。

本表彰は、こうした背景を踏まえ、経済社会の情報化の促進に貢献のあった個人又は企業等※を表彰することにより、時代に即した情報化のさらなる促進を図るとともに、情報化に対する国民の認識と理解の醸成に寄与することを目的として実施します。

※企業等・・・企業、業界団体、大学等の教育機関又はその他の団体をいいます。例えば国民経済の発展等に寄与したと認められる優秀なシステムを活用した企業等。

2. 表彰趣旨

本表彰は、下記の趣旨に鑑み、特に顕著な功績を上げ、我が国の情報化の促進に寄与したと認められる個人又は企業等を表彰します。

「情報化促進貢献個人等表彰」(経済産業大臣表彰)

現代の経済社会の更なる情報化を促進していくためには、情報処理技術を高度化させていくことや、高度IT人材の育成を図っていくこと等が必要です。また、ITの活用が遅れている企業等へのITの導入や、ITの力による社会課題の解決に向けた取組を促進していくことが重要です。

上記について先導的役割を果たした、又は顕著な成果をあげたと認められる個人・企業等を表彰します。詳細は、下記4. を参照ください。

3. 表彰の対象(基準)

下記の(1)～(5)のいずれかに該当する個人又は企業等を対象とします。

- (1) 高度な情報処理技術(電子計算機に関するハードウェア技術、ソフトウェア技術、利用技術、開発・管理技術又は保守技術等。以下同じ。)の研究、開発等により、情報処理の効率性の向上又は安全性の確保に先導的役割を果たし、又は顕著な成果をあげたと認められる個人又は企業等。
- (2) 情報処理技術の活用により、過疎地域医療問題、安全・安心な国民生活の確保など社会課題の改善に著しく寄与した、又は知識やノウハウ等の他者への提供により、ITの活用又は情報セキュリティ対策が遅れている企業等のIT活用の促進に著しく貢献したと認められる個人又は企業等。

- (3)教材や教育手法の開発・普及による情報処理技術者の育成、又は広報その他の活動により、情報処理に関する国民の認識の向上に著しく貢献したと認められる個人又は企業等。
- (4)産業構造審議会商務流通情報分科会(旧情報経済分科会)又はこれに準じる審議会・委員会等の委員を務める等情報政策の策定又は推進に著しく貢献したと認められる個人。
- (5)情報産業関係業界団体等での活動を通じて、情報産業の健全な発展や業界を取り巻く課題の解決に著しく貢献したと認められる個人。

なお、今年度より経済産業省情報政策分野の中から、特に重要と思われるものを重要政策テーマとして表彰枠を設け、それに取り組む個人・団体への表彰を行います。

今年度募集する重要政策テーマは、下記の二つです。

① 地域におけるIT技術利活用推進

情報技術を用いた地域課題の解決や、地域におけるIT利用の普及に貢献した個人及び企業を表彰する。

② 企業におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

企業において、デジタル技術を用いた製品やサービス、ビジネスモデルや社内体制の革新といったデジタルトランスフォーメーションの推進・実現に貢献した個人及び団体を表彰する。

4. 表彰数

経済産業大臣表彰・・・個人、企業等合わせて5件以内

5. 応募方法

- (1)推薦は本表彰を受けようとする方(候補者)本人が行うのではなく、本表彰の候補者としてふさわしい方を推薦する方(推薦者)が行ってください。候補者本人による自薦は認められません。
- (2)推薦者は別添推薦書様式に必要事項を記入し、件名に【情報化促進貢献個人等表彰推薦】と記入の上、「johokasokushin@meti.go.jp」までメールにてご提出ください。事務局より、『情報化促進貢献個人等表彰推薦受付通知』をメールにてお送りします。3日以上経ってもメールの返信が無い場合は、お手数ですが再度ご連絡いただければ幸いです。必要に応じ補足説明資料(10枚程度、様式自由)を添付していただいても構いません。

(3) 推薦者は以下の事項に特に留意ください。

- ・ 審査は原則書面審査のため、書類作成にあたっては候補者の功績を分かりやすく簡潔に記載してください。
- ・ 候補者の審査にあたって、経済産業省から必要に応じて、書類内容の確認やヒアリングの依頼など推薦者に対して連絡をさせて頂くことがあります。
- ・ また、受賞決定後は、経済産業省又は当省から表彰式の運営の委託を予定している事業者から、推薦者に対して表彰式の日程等の連絡や出欠の確認等の事務連絡をさせていただきます。
- ・ これらの連絡に適切かつ確実に対応できる方が推薦者となっていただくようお願いいたします。適切な対応がなされない場合や、一定期間連絡が取れない場合には、審査対象・表彰対象から除外する場合があります。

6. 応募期間

令和元年7月1日(月)～8月2日(金)まで

7. 発表・表彰(予定)

- ・ 各賞の受賞者が決定した後に、当該受賞者の推薦者に受賞の旨をご連絡いたします。また、受賞者の御名前、企業名、功績の概要を、経済産業省のウェブサイトに掲載いたします(10月上旬目途)。
- ・ 令和元年10月21日(月)に、経済産業省内で大臣の表彰状を授与します。(詳細な日程が決まり次第、経済産業省のウェブサイトに掲載いたします。)

8. 過去の経済産業大臣賞受賞例

- ・ 株式会社公文教育研究会
- ・ 株式会社豆蔵
- ・ 小島プレス株式会社
- ・ 日清食品ホールディングス株式会社

等

9. その他

ご不明な点等がございましたら、メールにて件名に「(質問)令和元年度情報化促進貢献個人等表彰」と明記の上、「johokasokushin@meti.go.jp」宛てまでご連絡下さい。

〈経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課〉
担当 松岡、千家
TEL:03-3501-2646
FAX:03-3580-6073